

令和6年度宗像市一般廃棄物処理実施計画

1 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画のうち、同法施行規則第1条の3の規定に定める実施計画である。

(2) 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 計画区域

宗像市全域

2 一般廃棄物の区分及び計画収集量

(1) 市が処理するもの

ア ごみ

区分	廃棄物の内容	計画収集量
燃やすごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されるもののうち、生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱い得るもので、1m以内のもの 事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外のもので、家庭から排出されるものの処理に支障のない質及び量（1週間当たり排出量が2袋（袋は市指定家庭用燃やすごみ袋（特大袋）、1袋当たり重量は1.5kg以下）のものに限る。）で排出場所（ごみ集積所）を管理している者（自治会長等）の承諾を得ているもの 	14,221 t
分別収集ごみ (資源物・不燃ごみ)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されるもののうち、資源物、不燃ごみとして分別する缶、金物、カセットボンベ・スプレー缶、使用済小型電子機器、びん、ガラス、陶磁器、蛍光管・電球、電池、紙パック、白色トレイ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、使用済みてんぷら油、新聞紙^{*1}、雑誌・雑紙^{*1}、ダンボール^{*1}、古布^{*1}、羽毛ふとん 事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外の缶、金物、カセットボンベ・スプレー缶、使用済小型電子機器、びん、ガラス、陶磁器、蛍光管・電球、電池、紙パック、白色トレイ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール及び古布（資源物として有効利用できる質及び家庭から排出されるものの処理に支障ない量のものに限って資源物受入施設で受入れる。） 	2,610 t
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されるもののうち、1mを超える家具、寝具、電化製品^{*2}、自転車等や燃やすごみ及び分別収集ごみとして排出しにくい大きさや重さのもので、家の前で収集を希望するもの（一般収集）。また、65歳以上の者、障がい者、その他市長が特に必要と認める者で構成される世帯で、当該世帯の住居から持ち出しを希望するもの（特別収集）。 	117 t

動物の死体	・犬、猫等小動物の死体	400 体
その他	・環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等	29 t
事業系ごみ	・事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外のごみ及び粗大ごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない質及び量のもののうち、許可業者が収集運搬するもの	7,100 t
自己搬入ごみ	・家庭から排出されるごみ及び粗大ごみで、排出者自らが収集運搬するもの	2,357 t

※1 排出場所を資源物受入施設に限る。

※2 特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 条)(以下、「家電リサイクル法」という。)第 2 条第 5 項に定める特定家庭用機器廃棄物を除く。

イ し尿

区分	廃棄物の内容	計画収集量
許可業者による定期収集	・家庭から排出されるし尿で定期収集が必要なもの ・事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、定期収集が可能なもの	1,077k1
許可業者による臨時収集	・家庭及び事業活動に伴って排出されるし尿のうち臨時収集が必要なもの	

ウ 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容	計画収集量
許可業者による収集	・浄化槽汚泥	1,971k1

(2) 製造業者、販売店、専門業者等で処理するもの

区分	廃棄物の内容
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式、有機EL)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
パソコン	家庭系パーソナルコンピュータデスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ一体型パソコン、液晶ディスプレイ一体型パソコン
適正処理困難物	自動車、バイク(原付バイクを含む)、バッテリー、タイヤ、灯油、太陽光発電パネル、液体類(化学薬品、農薬、ペンキ、シンナーなど)、消火器、プロパンガスボンベ(LPG)、ピアノ、ボウリングボール、金庫、農機具、漁業用具、注射器など鋭利な医療器具、医師の管理が必要な医療器具

3 令和6年度の取組み

ごみの排出量に占める資源化量の割合（リサイクル率）を約30%にする一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するため、3R推進のためのさまざまな取組みを実施することで、ごみ減量と資源化を促進する。

（1）ごみ減量と資源化の推進

【情報提供の取組み】

1	市民向けパンフレットの配布	家庭系ごみの排出方法や分別の方法等について周知するためのパンフレットを全戸配布する。
2	事業者向けパンフレットの配布	事業系ごみの適正処理と減量・資源化の方法を示したパンフレットを配布する。
3	外国人向けパンフレットの掲載	市内に居住する外国人に家庭ごみの排出方法を周知するため、英語、中国語、韓国語、ベトナム語で作成した簡易版のパンフレットを市の公式ホームページに掲載する。

【環境教育と啓発の取組み】

4	環境教育	市内の小学生を対象にごみや地球環境をテーマとした教育プログラムを実施する。
5	広報紙等による啓発	3Rの取組みやごみの適正処理について、広報紙やパンフレットなどの様々な手法により周知啓発を行う。

【家庭ごみ減量の取組み】

7	生ごみ処理容器等購入費補助金制度	家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用の一部を補助する。
8	パソコンの無料回収	小型家電リサイクル法の認定事業者と連携協定によるパソコンの無料回収制度を広く市民に周知啓発する。
9	食品ロスの削減、洋服のリユースの推進	通年でのフードドライブやイベント会場において服の交換会を実施する。

【事業所ごみ減量の取組み】

10	多量排出事業所への指導、助言	各事業所の「事業系一般廃棄物の減量等に関する計画書」に基づき、年間排出量の多い事業所等を中心に戸別訪問等により指導、助言を行う。
----	----------------	--

【その他】

11	ふれあい収集	家庭ごみをごみ集積所に排出することが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象に、自宅敷地内でごみを収集する。また、ごみの排出がない場合は、声掛け等による安否の確認を行う。
----	--------	--

(2) 資源を循環させるシステムの構築

【地域におけるリサイクルの推進】

12	資源回収ボックス設置箇所の拡充	ペットボトルや紙パックなどの資源物を身近な場所で排出できるよう、スーパー・コンビニ・公共施設等に資源回収ボックスを設置し、市民の利便性を確保する。
13	資源集団回収奨励金制度	ごみの資源化の普及啓発を図るため、古紙、古布、びんを回収する子ども会や自治会等に対し回収量に応じた奨励金を支給する。

【資源物受入施設の利用促進】

14	資源物受入施設・サテライト施設の利用促進	家庭及び事業所から排出される一般廃棄物の資源化・減量化を図るため、資源物受入施設・サテライト施設の利用促進を図る。
15	資源物受入施設・サテライト施設の適切な運営	資源物の受入を行う資源物受入施設・サテライト施設の混雑解消のため、繁忙期には臨時受入施設を開設するなどの市民の安全と利便性向上のための方策を検討し、適切に実施する。

《資源物受入施設・サテライト施設の概要》

名称・所在地	受入日時
宗像市役所資源物受入施設 (宗像市東郷一丁目1番1号)	毎週土、日曜日 9時～17時
北側資源物受入施設 (宗像市池浦600番地2)	毎週土、日曜日 9時～17時 毎週水曜日 9時～19時
西側資源物受入施設 (宗像市王丸842番地)	毎週土、日曜日 9時～17時 毎週水曜日 9時～19時
吉武地区コミュニティ・センター (宗像市吉留3519-1)	毎週木曜日 13時30分～16時30分 毎週日曜日 9時～12時
自由ヶ丘地区コミュニティ・センター (宗像市自由ヶ丘3-12-11)	毎週火、木、日曜日 10時～17時

上記ほか2か所、サテライト施設を新規設置予定

【分別収集ごみのリサイクルの推進】

16	分別収集ごみの適正処理による資源化	分別収集で回収した缶、びん、ガラス、蛍光管・電球、電池、紙パック、白色トレイ、ペットボトル、プラスチック製容器包装、使用済みてんぷら油、新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、古布及び羽毛ふとんを適正に処理し、資源化する。
17	有用金属の回収による資源化	分別収集で回収した金物、カセットボンベ・スプレー缶、使用済小型電子機器から、鉄、アルミ、レアメタル等の有用金属を回収し資源化する。

【清掃工場におけるリサイクルの推進】

18	溶融固形物の資源化	玄界環境組合の宗像清掃工場ガス化溶融施設で処理したもののうち、溶融固形物（スラグ、メタル）を資源化する。
19	溶融飛灰の資源化	玄界環境組合の宗像清掃工場ガス化溶融施設で発生する溶融飛灰（特別管理一般廃棄物）を資源化する。

(3) 持出し、収集運搬の方法等

ア ごみ

区分	収集運搬者	収集運搬量	収集回数	収集運搬の方法	搬入先	処分の方法
家庭系燃やすごみ	委託業者	14, 221 t	週 2 回	ステーション方式により収集する。排出者は収集日当日の午前 6 時 30 分（11 月から翌年 2 月末までは午前 7 時 30 分）ただし、大島及び地島は午前 8 時 30 分までに市指定の袋に入れてごみ集積所に持ち出す。	玄界環境組合宗像清掃工場	熔融
分別収集ごみ	市	2, 610t	月 1 回 (大島は月 2 回)	<p>①から⑭は、ステーション方式により収集する。排出者は地域で決められた収集日の時間内に分別収集ステーションに持ち出す。</p> <p>なお、上記以外の方法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宗像市役所資源物受入施設で、毎週土、日曜日の 9 時から 17 時まで、①から⑱を受け入れる。 ・北側資源物受入施設で毎週水曜日 9 時から 19 時までと毎週土、日曜日の 9 時から 17 時まで、①から⑱を受け入れる。 ・西側資源物受入施設で毎週水曜日 9 時から 19 時までと毎週土、日曜日の 9 時から 17 時まで①から⑱を受け入れる。 ・⑩から⑬については拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。 	玄界環境組合宗像清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> ・選別処理後、再資源化し残渣は熔融（①、⑤、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬） ・破砕し、金属類を回収した後、熔融（②、③） ・直接埋立（⑦） ・直接再資源化（④、⑤、⑧、⑨、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱）
粗大ごみ (特定家庭用機器廃棄物を除く。)	市	117 t	随時	<p>《一般収集》</p> <p>事前申し込みによる有料の戸別収集方式で収集する。 「宗像市粗大ごみ処理シール」に受付番号を記入のうえ粗大ごみに分かるように添付して、市から指定された場所に持ち出す。</p> <p>《特別収集》</p> <p>自宅の前など市の指定する場所まで持ち出すことができない高齢者や障がい者などを対象に、当該世帯の住居内から収集する。</p>	玄界環境組合宗像清掃工場	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕後、金属類があれば金属類を回収し、熔融。 ・修理後、再生品として販売

粗大ごみ (大島、地島地区から排出される特定家庭用機器廃棄物に限る。)	市	30 件	必要に応じてその都度	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申し込みによる有料の戸別収集方式で収集する。 ・排出者が用意する「家電リサイクル券」に加え、受付番号を記入した「宗像市粗大ごみ処理シール」を添付して、市から指定された方法にて引き渡す。 	指定引取場所	再商品化等
動物の死体	市 排出者 許可業者*	400 体	必要に応じてその都度	通報及び発見の際に収集し運搬する。	玄界環境組合宗像清掃工場	熔融
その他 (不法投棄)	市 許可業者*	29 t	必要に応じてその都度	飛散、流出しない方法で収集し運搬する。	玄界環境組合宗像清掃工場	熔融
事業系ごみ (特定家庭用機器廃棄物を除く。)	許可業者*	7,100 t	必要に応じてその都度	飛散、流出しない方法で収集し運搬する。	宗像市不燃物埋立処理場	直接埋立
					玄界環境組合宗像清掃工場	破碎後、金属類があれば金属類を回収し、熔融
					玄海クリーン(有)	民間事業者が生ごみの一部を堆肥化
自己搬入ごみ (特定家庭用機器廃棄物を除く。)	排出者	2,357 t	必要に応じてその都度	飛散、流出しない方法で収集し運搬する。	玄界環境組合宗像清掃工場	破碎後、金属類があれば金属類を回収し、熔融
					大島一般廃棄物埋立処理場	宗像清掃工場に運搬し処理
					宗像市不燃物埋立処理場	直接埋立

《指定ごみ袋等の種別》

種別		処理手数料	容量、袋の色など
家庭用	燃やすごみ	特大袋 10 枚あたり 652 円 (税込)	45 リットル相当、黄色
		大 袋 10 枚あたり 427 円 (税込)	35 リットル相当、黄色
		小 袋 10 枚あたり 305 円 (税込)	25 リットル相当、黄色
	粗大ごみ	ごみ処理用シール 1 枚あたり 530 円 (税込)	《一般収集》・重量が 20 kg 以下の粗大ごみ 1 個につき 1 枚貼付 ・重量が 20 kg を超え 40 kg を超えない粗大ごみ 1 個につき 2 枚貼付 ・大島、地島地区の特定家庭用機器廃棄物については機器 1 個につき 4 枚を貼付 (リサイクル料金は別途) 《特別収集》・一般収集の料金に加え、別途、粗大ごみシール 1 枚を貼付
事業所用	燃やすごみ	大袋 10 枚あたり 1,018 円 (税込)	70 リットル相当、赤色
		小袋 10 枚あたり 652 円 (税込)	45 リットル相当、赤色
	不燃ごみ	10 枚あたり 652 円 (税込)	45 リットル相当、青色
	大島、地島地区の燃やすごみ、不燃ごみ	収集運搬用シール 10 枚当たり 2,037 円 (税込)	事業所用指定ごみ袋 1 枚につき収集運搬シール 1 枚を貼付

イ し尿・浄化槽汚泥

区分	収集運搬者	収集運搬量	収集回数	収集運搬の方法	搬入先	処分の方法
し尿	許可業者	1,077k1	月に 1 回	糞尿車	宗像終末処理場	循環法処理
浄化槽汚泥	許可業者	1,971k1	必要に応じてその都度	糞尿車	宗像終末処理場	循環法処理

(4) 一般廃棄物の処分に関し、市長が指定する場所

名 称		処 理	能 力	所在地
宗像清掃工場	ガス化溶融炉施設	ガス化溶融	80t/24h×2 炉	宗像市池浦 600-1
	リサイクルプラザ	資源・不燃ごみの破砕、選別、圧縮・梱包	40t/5h 資源ごみ処理 22t/5h 不燃、粗大ごみ処理 18t/5h	
	埋立処分地施設	溶融飛灰固化物最終処分	埋立容量 9,340 m ³	
宗像市不燃物埋立処理場		陶磁器類埋立	埋立地面積 36,200 m ² 埋立容量 158,340 m ³	宗像市河東 1741-1
大島一般廃棄物最終処分場		陶磁器類埋立	埋立地面積 1,400 m ² 埋立容量 3,560 m ³ 使用期間 H10. 4. 1~R30. 3. 31	宗像市大島 1951
宗像終末処理場		し尿、浄化槽汚泥稀釈後 公共下水	49,000 m ³ /24h	宗像市田熊 1373

(5) 一般廃棄物の処分に関し、市長が許可する者（一般廃棄物処分業者）

氏名	住所	処理方法及び一般廃棄物の種類	事業区域	許可期間
(株) 英環境 代表取締役 金本富吉	宗像市河東字相原1番地5号	中間処理 木くず、草、竹、根株	市内全域	令和4年7月14日から 令和6年7月13日まで

(6) 一般廃棄物の処分（再生）に関し、市長が委託する者（一般廃棄物処分業者）

氏名	住所	一般廃棄物の種類	事業区域	委託期間
(株) 林田産業 代表取締役 林田賀津利	福津市中央五丁目12番1号 (処分施設所在地) 福津市舎利蔵274番地	再資源化 枝葉、樹木、竹幹、木幹、 根株、草	市内全域	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
(株) 林田産業 代表取締役 林田賀津利	福津市中央五丁目12番1号 (処分施設所在地) 福津市舎利蔵274番地	再資源化 生ごみ	自由ヶ丘小学校 排出分に限る	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

(7) 一般廃棄物の収集運搬に関し、市長が許可する者（一般廃棄物収集運搬業者）

氏名	住所	一般廃棄物の種類	事業区域	許可期間
三孝産業(有) 代表取締役 桑原孝昭	宗像市須恵3丁目26番1号	一般廃棄物全般 (し尿、浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く)	市内全域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
(有) 神郡清掃サービス 代表取締役 西山洋平	宗像市徳重2丁目1番22号	一般廃棄物全般 (し尿、浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く)	市内全域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
玄海クリーン(有) 代表取締役 中村美祈	宗像市江口978番地52	一般廃棄物全般 (し尿、浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く)	市内全域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
(有) 玄海環境サービス 代表取締役 中村好成	宗像市江口978番地52	し尿、浄化槽汚泥	市内全域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
(株) 宗像環境サービス 代表取締役 嶋村友章	宗像市富地原1779番地1	し尿、浄化槽汚泥	市内全域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
占部産業(株) 代表取締役 占部達也	宗像市東郷五丁目6番34号	し尿、浄化槽汚泥	市内全域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで

※許可業者数は、現状の収集運搬量等を勘案して既存の範囲内とする。

(8) 家庭系燃やすごみの収集運搬を市が委託する者

氏名	住所	委託の区域	委託期間
三孝産業(有) 代表取締役 桑原 孝昭	宗像市須恵3丁目26番1号	市内中部	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
(有)神郡清掃サービス 代表取締役 西山 洋平	宗像市徳重2丁目1番22号	市内南部	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
玄海クリーン(有) 代表取締役 中村 美祈	宗像市江口978番地52	市内北部	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで